

平成 30 年第 1 回定例会 文教常任委員会

平成 30 年 3 月 2 日

佐々木(正)委員

冒頭に、みどり養護学校の個別教育計画紛失について、一言お聞きしたいの
でお願いします。

先行会派の国吉委員からも御質問があったと思いますが、教育長も大変残念なことで、様々な協議を重ねている中でのことありますが、もう一つ、私の思ったことは、働き方改革等も関係しているのではないかということを思います。今、企業も教員もそうですが、様々な営みの中で、働き方改革でタイムカードを押す時間を早めることが、持ち帰りになってしまふということにつながっているというか、私は、どこの誰が見てもそう思います。ですから、会社とか学校から家に帰る途中の駅の近くのコーヒー店とかファミリーレストランや、そういうところに行ってパソコンを叩いているという方も少なくないようありますので、ルール違反をしたということは、確かにありますが、その様々な倫理的な問題を追究して、それをどう解決していくかも大事ですが、働き方そのものについて、法的なものをえていかないと、そういうのというのは、抜け道のようになくならないのではないかと。また、それを暗黙の了解みたいになってしまっているというようなことがあるのではないかということも考えられるわけです。そういうことについては、どのような見解を持っているのか、お伺いしたいと思います。

行政部長

委員、今御指摘のとおりです。個人情報、今回の紛失事故については、それは当然あってはならないということで、重く受け止めておりますが、仕事の在り方ということで、本来学校で行うべき業務が、しっかりと勤務時間の中で終えることに対するのが原則です。そういう意味では、その基本をしっかりと押さえた上で、この働き方改革についても、教員が与えられた業務、やるべき仕事をしっかりと校内でできるような形ができるように、検討を進めていきたいと思っております。

佐々木(正)委員

多忙な教員がそういうことを校内でやれればということは、残業は増えるのではないかでしょうか。抜本的にそれを見直していくということを、どのように担保していくのかということを聞きたい。

行政部長

委員御指摘のとおりの部分もあるのですが、例えば、職員が学級担任、それから今検討しております教員でなくともできる業務、それから専門職を導入して、より専門的なスキルを活用して、子供たちに向き合えるような環境をつくる、そういうチームとしての学校づくりを進めることによって、教員一人一人の負担を軽減する、そういう形の中で、勤務時間の中で必要な教育をしっかりと行う、そんな取組を進めていきたいと考えております。

佐々木(正)委員

それでは、地域学校協働活動について、幾つか質問させていただきたいと思

います。

幅広い地域の人材を学校の運営に参画をさせていくという、こういうことは、既にやっている学校もあると思いますし、そういう良い事例もあって、国の方からも、文科省からも、平成28年ぐらいですかね、事例集も出ておりますが、先ほども目を通しましたが、いい事例もたくさん載っていました。その中で、県立高校において、高校改革実施計画の全ての学校にコミュニティ・スクールを導入するということですが、地域学校協働活動推進委員を配置をするということになった場合に、どのようなことを具体的にやっていくのか、そして、どういう方々がふさわしいというか、なっていくのか、それについて最初にお願いします。

高校教育課高校教育企画室長

まず、県立高校においては、県立高校改革実施計画において、これまでに、平成28年度にまず5校、29年度には21校にコミュニティ・スクールを導入しております、平成31年度まで全校に導入することとしております。各学校は、そして地域との協働による学校づくりの取組を進めているところであります。コミュニティ・スクールでは、学校運営協議会が設置され、保護者や地域の方などが一定の権限や責任を持って、学校運営の基本方針の承認や教育活動などについて協議や意見交換を行い、学校と一体となって生徒を育んでいきます。地域と学校の調整役である地域学校協働活動推進委員は、地域側の窓口として、学校との連携協働及び地域の方々、保護者の間の連絡調整を担う方であります。今後、県教育委員会として、この地域学校協働推進委員を配置した場合には、学校が地域との連携を生かした教育活動を展開していく上で、学校運営協議会の委員になっていただくことや、地域連携に係る部会の活動に関わってもらうことが考えられまして、学校にとっても貴重な存在となることを期待しております。

生涯学習課長

推進委員のふさわしい人材ということでありまして、活動の核となる推進委員については、地域や学校の実情に精通しており、かつ、コミュニケーション能力や人を巻き込む力を持った人材が求められます。地域や学校の実情に精通している方々として、例えば退職した校長や教職員、PTA関係者、自治会等の地域団体関係者などがおり、そうした方々の中に適任者がいらっしゃるものと考えております。

佐々木(正)委員

この地域学校協働活動推進委員が学校運営協議会の委員としてその仕事をすることも考えられるということですが、学校運営協議会そのものが、今、1割ぐらいと、先日のお話でもおっしゃったと思いますが、これができる規定から努力規定になったということから、より、今も学校評議員の方々がいらっしゃるわけですが、その方がそのまま委員になる場合も少なくないと思います。今までと学校の校長先生にどういうレベルのことが、責任感とか、運営していく上での形が変わってくるのか、意見がどのように強く言えるようになるのか、その辺をお聞きしたい。

高校教育課高校教育企画室長

正に学校の推進をしていく上で、そういう地域の方、先ほど活動推進委員のような方が入っていただければ、正に今回の改正のポイントについても、対象の学校の必要な支援、どのような形でその学校の子供たちのために、どのような教育活動の支援ができるのかということが、基本的に今回の改正のポイントの中では、よりそこの学校運営協議会の中で協議をできるような形にしていくという、一歩進んだ形での改正のポイントになっております。ですので、学校運営協議会の中で、先ほど、今までのPTAの会長様とか、また自治会の会長様とか、ああいう形の部分で、子供たちのためにこういった形で推進できるよという形の部分での推進役という形の部分を、文科省の考えの中では、そこも推進委員という形でなくても、その方の存在として、これは扱うことはできるというような見解も出ております。そういう中で、今まで以上に子供たちのためにどういった形で教育活動を担えることができるかということが、前向きにこれから進むというのですか、前進していくような形になっていくかと思われます。

佐々木(正)委員

子供たちのために、学校運営をより地域に開けた人材を取り入れながらやつていくために、地域学校協働活動推進委員を設置して、その上で、この学校運営協議会とバージョンアップしたようなところを努力規定として設置するということで、地域の人たちの人材を結集する、そして学校運営に携わるということで、連動しながらこの活動推進委員さんのアドバイスを受けながら協議会が決定していく、校長先生に、方針ではないが、物申していくということでいいのですか。

高校教育課高校教育企画室長

この学校運営協議会の委員、先ほども私の方からも答弁させていただきましたが、学校運営協議会の委員に、この地域学校協働活動推進委員の方を、これは校長がこの方は是非という形の部分が前提になってきますが、そういう形で委員として迎えて、学校運営協議会を運営するというパターンもありますし、学校運営協議会の中までには入っていないても、その下には部会というもので、いろんな実働的なボランティア的なものがありますので、そういう形の中で、活動の中に一緒にそこのところでアドバイスを受けたりというような、推進委員の方で、そういう形の可能性があるということあります。

佐々木(正)委員

評議委員の人たちが、今まで学校の校長先生とかにいろいろ話をしてきたわけです。学校運営協議会も、その人たちがまたなる可能性が高いという中で、どのくらい今までより校長先生に物申せるかというところが、答弁として分かりづらいので、もう一回教えてもらっていいですか。

高校教育課高校教育企画室長

今までの学校評議委員という立場であった場合には、校長の求めに応じて、学校の意見、といった形での運営に関する御意見を頂くというような立場であります。今度、学校運営協議会委員という形でなった場合には、正に学校運営に関して、正にPDCAサイクルをしっかりと回して、そして学校運営をやつ

ていく上で、一緒にそこに同じような形で責任を持っていただき、同じようにP D C Aをしっかりと回していただくというような形、そしてそれが教育委員会として、校長の推薦に基づいて教育委員会がしっかりと任命するというところの部分で、学校評議委員の場合では、意見を述べるという部分でしたが、それが正に先ほどましたが、特にポイントになるのは、教育活動、子供たちのために何ができるかということを、校長の応援団として一緒になって考えていただくことが、そしてアイデアをいろいろな形で参画していただくような形になっていくということになります。

教育参事監

端的に言いますと、私も校長だったときに、学校評議委員というのは校長が意見を求めて、学校評議委員が先生、こういうことやってみませんか、あ、それもいいね。ただ、その場合、校長が、私はこうですと、委員の意見を全部受け取る必要はない。今度の運営協議会の場合は、学校がまず最初に基本方針を定める、こういう学校にしていく。そういう基本方針を定めたときに、運営協議会の委員に諮ります。その運営協議会でこの学校方針はいいでしょうか。私はそれだったらいいでしようという、その承認を得なければならぬ。そこで深い議論、学校の根本のところで深い議論がなされます。

ただし、学校運営の基本は校長ですので、先日の神倉委員の話にもありましたように、校務の運営は校長ですから、学校の運営については校長先生の責任です。学校運営協議会委員は運営に対して何かを言うこともできますが、学校の運営については校長が最終的に責任を受ける、そういうような違いがあります。

佐々木(正)委員

校長先生に様々な角度から、助言というと無粋で申しわけありませんが、学校運営が子供たちのためによりよく、様々な人材を入れて運営していくというのはいいことですので、そういう地域の意見を強く言えるように少しなるというような捉え方でいいのか分かりませんが、基本的には、校長が様々な決断というか方針を出して、それをみんなでカバーしていくことが強化されたというような形で認識しています。

まず、この地域学校協働活動推進委員という人たちの、どういう人でなるかという話ししたのですが、今度はそういう地域のコーディネーターとして、P T A関係者とか自治会の人とか、様々な人材がいると思いますが、どういう人材が求められている、どういう方を欲しているというところをお聞きしたい。

生涯学習課長

先ほど御答弁しておりますが、推進委員の資質として、地域や学校の実情に精通していることと、コミュニケーション能力、そして人を巻き込む力といった資質です。

佐々木(正)委員

地域に求める人材として、推進委員そのものではなくて、学校に協力してくれる地域の人材はどのような人がいるのか。

生涯学習課長

地域に求める人材として、地域の中で活動をやられている方ということにな

りますが、その中には、技術をお持ちの方、あるいは農業関係の経営者であるとかそういった方々、それから生徒たちの求める学校のニーズに合わせた職業経験や、そういったものをお持ちの人材、こういった方々が求められると考えております。

佐々木(正)委員

社会教育法の改正の資料にも、どういう方々がと一応書いてあるのですが、それぞれの地域にいろんな人材がいらっしゃると思います。学校の先生方ではなかなか気が付かない人材が地域にたくさんいて、そういう方をこういう推進委員の方が、連合自治会長さんのような方がなるということがふさわしいかも知れないですが、その委員の方を支えながら、どのようにそれを掌握して、発掘していくかということが、課題になってくるかと思います。そのときに、人材バンク的なところと連携して、学校と連携してやっていくというのもいいし、あるいは学校の推進委員さんが、例えば、地域の周りの地域の学校と委員さん同士の連携を深めて、情報を共有していくことだと思いますが、実際にそういう人材の発掘については、そういう人材バンクみたいなものに登録していくことも考えられるのではないかと思いますが、その辺、どのように考えますか。

生涯学習課長

学校や地域の活動に取り組まれている人物の中に適任者がいることになるとと思いますが、こうした人物を把握している方々として、校長やPTA役員、近隣地域の推進委員、自治会等の地域関係団体の関係者などが考えられます。県及び市町村教育委員会として、このような方々の、まずネットワークを生かしながら、適任者に関する情報を収集し対応してまいりたいと考えております。

佐々木(正)委員

それを必ずやっていく、努力規定としてやっていくわけですから、神奈川県教育委員会版のそういう事例集、成功例とか、そういうものを作成してから、全体で共有していくことが必要なのではないかと考えますが、その辺の考え方を教えてください。

生涯学習課長

先ほど御答弁申し上げましたが、そういった方々の情報を収集するということが、基本的に大切かと思います。そういう情報については、私どもの方で市町村と協力しながら収集して、今後、主管課長会議等で御紹介するとか、そういう形でいきたいと考えております。

佐々木(正)委員

事例集のようなものをつくることも検討してほしいと思います。

生涯学習部長

若干補足させていただきますと、現在、生涯学習審議会で、地域と学校の協働の在り方についてということで検討していただいておりまして、岸部委員長にも委員として御参加を頂いておりますが、その中で、専門家の事例も紹介をしていただいております。今年の夏から秋ぐらいにかけて、その報告書を編集する予定ですが、その中で、具体的な各地域の取組についても御紹介して、各地域の取組の御参考にしていただきたいと考えております。

佐々木(正)委員

分かりました。是非お願ひしたいと思います。

もう一点、今度新規でコミュニティ・スクールの推進事業の中で、県立特別支援学校も行うということで、モデル校4校ということですが、これが物すごく大事だと思っています。地域に共に生きるという理念の下でやっていく中で、特別支援学校が幅広く理解を得ながら、その人材を様々な協力を得て学校が運営されていくことが大事だと思っているのですが、特別支援学校におけるコミュニティ・スクール推進事業について、具体的にどのようなことが考えられるのですか。

特別支援教育課長

県立特別支援学校に来年度モデル校4校を選定して、検討を始めていくところですが、まず、モデル校を選定した理由については、地域性を含め、障害部門が様々ありますので、そういった中で、知的障害、肢体不自由等、ほかの学校の参考となる形でモデル校を選定して、その実践を通して、ほかの特別支援学校でもこのコミュニティ・スクールが進められるように検討、検証し、進めてまいりたいと考えております。

また、コミュニティ・スクールについては、教育に対する課題や目的を、学校、保護者、地域の方々と共有して、地域と一体となって子供たちを育む、地域ある学校へと転換を図るものですので、特別支援学校においても、地域との関わりが最も重要な要素であることから、運営協議会に参加していただく人材をどのような視点から選び、どのような運営協議会をつくっていくのかが課題と考えております。

これらのことについても、モデル校4校の実践を通じて検証し、しっかりと取り組んでいく考えです。

佐々木(正)委員

この事業についても、県もしっかりと進めていくことによって、いじめとかひきこもりの解消にもなっていく可能性も、私はあると思います。学校内の、ある意味閉鎖的な部分がある部分を地域に開いて、様々な人材、知恵を結集して、子供たちによい環境を与えて、一緒になって教育することが大事だと思いますので、引き続きこの事業について、積極的な事業をお願いしたいと思います。

次に、SNSを活用したいじめ相談の試験的な実施について聞きますが、小学生を対象としないというのは何故でしょうか。

学校支援課長

今回の試行的実施の対象ですが、平成27年度に県教育委員会が実施したインターネットの利用状況等に関するアンケート調査によりますと、スマートフォンの所有率は、小学生が約14%、中学生が約56%、高校生が約88%となっております。また、1日のうちに1回以上SNSを利用する児童・生徒の割合は、小学生が約29%、中学生が約66%、高校生が約78%となっております。

このように、中学生段階からスマートフォンの所有率やSNSの利用率が高くなることから、今回の試行実施については、小学生を除いて、中高生を対象として実施したいと考えております。

佐々木(正)委員

今の小学生の割合は、1年生から6年生までの割合ですか。
学校支援課長

インターネットの利用状況調査ですが、小学生については、小学4年生から6年生としております。

佐々木(正)委員

それで、中学生、高校生でやるということですが、対象となる人数と、政令市も対象に含めるのか教えてください。

学校支援課長

まず、中学生と高校生の人数ですが、おおむね中学生約2万2,000人、高校生約3万3,000人の生徒を対象として実施したいと考えております。

また、SNS相談の試行については、県全体の傾向を把握する観点から、政令市も含めて全市町村で実施をしたいと考えております。

佐々木(正)委員

抽出して実施していくということですが、どのように選定していくのか。県立学校、市町村立学校、私立学校のそれぞれについてはいかがですか。

学校支援課長

選定の考え方ですが、県立学校については、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、全ての校種から、原則としてそれぞれの生徒数に応じて選定したいと考えております。また、地域的に偏りのないように、県内の10の各地区から対象となる学校を選定していくこととしたいと考えています。

続いて、市町村立学校については、原則として政令市を含む全ての市町村で実施をすることとしますが、対象校の選定については、小学校を除いた中学校、高等学校、特別支援学校の中から各市町村教育委員会が選定することとします。

私立学校についてですが、中学校、高等学校を対象として、県の私学中高協会の協力を得ながら、私学振興課を通じて各私立学校に依頼して選定します。

佐々木(正)委員

そこで、この相談を実施するに当たって、使用するSNSの方法に必要になっていると思いますが、今の時点で、相談に使用するSNSについて、どのような考え方でいるのか教えてください。

学校支援課長

今回行いました予備的調査においては、SNSとして、LINE、STOP it、kids's signの三つのアプリを比較しました。生徒に最も普及していることなどから、予備的調査の段階では、相談に用いるアプリとしてLINEが適当しております。実際の選定においては、5万5,000人を調査対象にすることから、アプリの普及度ということが大きな要素になろうかと考えております。

佐々木(正)委員

分かりました。

これを試行的に実施していくということで、概要等も先日説明を頂いたわけですが、この効果を検証していくということが非常に大事になっていくと思います。このSNS相談の有効性を考える上で、評価のポイントとしてど

のようなことが考えられるか。

学校支援課長

相談の有効性を評価するポイントとして二つ考えられ、一つは、生徒の相談ニーズです。長野県が行った試行では、年間の電話相談件数約 259 件を大幅に上回る 547 件の相談がありました。本県の場合、生徒の相談がどの程度あるのかを評価していきたいと考えております。

もう一つは、相談の評価です。生徒が相談をどのように捉えたのか、また、相談の結果が生徒の悩みなどの解決にどの程度結び付いたかなどが評価のポイントと考えております。

佐々木(正)委員

評価のポイントは分かりました。

そういう効果について、それをどのように検証しようとしていくのかお聞きします。

学校支援課長

検証の方法ですが、まず、相談直後に、生徒が相談についてどのように印象を持ったのかなどについて、SNS上でアンケートを行いたいと考えております。

次に、1箇月程度間を空けて、相談をした生徒に相談の結果が状況の改善に結び付いたかなどについて、SNSを通じて更にアンケートを行いたいと考えております。

こうしたアンケートの結果や、相談の中で相談員が感じた生徒の反応などを基に、いじめ防止対策調査会において、SNS相談の効果を検証してまいります。

佐々木(正)委員

効果が出るようにしっかり取組をしていただきたいと思います。

この周知ですが、教育委員会がSNSを通じて広報するとかということも考えられると思いますが、これは抽出していくわけですので、それをやっていくこと自体を神奈川県の取組として、全国でもこれだけ大きな県の教育委員会がやるということは、非常に全国的にも模範的になるのではないかと思っているのですが、試行段階において、どのように周知をしていくのか。例えば、5万5,000人の中高生を抽出しているのですが、それ以外の高校生、中学生にもこの情報が伝わった場合に、そういう抽出されている地域ではない人たちが、もし相談したいとなってしまった場合は、どのような対応をしていこうと考えていますか。

学校支援課長

SNS相談の実施については、生徒のほかに保護者など関係者の幅広い理解を進めていくことが必要です。また、いじめ防止に向けた本県の取組を県民の皆様に周知することで、社会全体でいじめ防止に取り組む機運の醸成にもつながるものと考えております。

平成30年度の試行的な実施については、県内約45万人の中から5万5,000人を抽出して行うということで、実施に当たりましては、対象となる学校を通じて、生徒一人一人に相談窓口のQRコードを記載した用紙を配付しながら、

相談への参加を呼び掛けていくこととしております。

試行的な実施について、SNS等を通じて広報するということは、試行の対象となっていない学校や生徒に混乱を生ずるおそれも一方でありますので、どのような広報が適当なのかも含めて、検討してまいりたいと考えております。

佐々木(正)委員

分かりました。

SNSで広報するということは、試行的にやるということで、混乱をきたすことも確かに考えられるので、難しいと思ったのですが、とはいっても、神奈川県が試行的にこれを実施することの意義というものは大きいと思います。ですから、そのこと自体は、表に余り出さないということになるのか、その辺の考え方はどうでしょうか。

学校支援課長

今回の試行的実施については、今後、御議決を頂いて、具体的に実施していく中で、実施について記者発表等、広く広報をしていきたいと考えております。

佐々木(正)委員

非常にデリケートな相談をしていくわけでありますので、広報の仕方についても非常に慎重にやらなければいけないし、5万5,000人の方から見ると、教育委員会側は、試行的という考え方があるかもしれません。でも、現場でいじめに困っている方が5万5,000人以外にもいるということも理解しながら、進めいかなければいけないと思いますので、最後にこれをしっかりとやっていくという御決意を、教育局長にお願いします。

教育局長

今、御指摘いただきましたように、非常にこのいじめの問題、本当に連日のように取り上げられている状況です。私どもとして、SNSを活用したいじめ相談で、とにかくできること、やれることは何でもとにかくやっていきたいということで、一人でも多くの方、いじめで悩んでいる方、あるいは保護者の方、こういう方々の助けになりたい、こういう思いで、こういう形で取り組んでいこうと考えております。

今、スマートフォンの普及状況等々考えますと、あるいは敷居が低いということを考えますと、こうした形で門戸を開くといいますか、子供たちにSOSを発信していただく、そういう機会をつくることが非常に大事だと思っております。今回のこの試行についてきちんと実施、検証した上で、本格実施につなげていければと考えております。

佐々木(正)委員

そういう考え方の下で、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

最後に、県立特別支援学校における医療的ケアが必要な児童・生徒の支援についてお聞きしたい。

看護師さんを6名増員していくということですが、特別支援学校の医療体制の充実を図っていくために、非常に大事なことであるのですが、一方で、文部科学省の調査によりますと、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒、登下校に保護者が付き添っているというケースが65%あるということです。この保護者の負担というのは大変だということで、様々な御相談を頂いているわけで

ありますが、実際にお聞きすると、前から取り組んでいたりお願いをしても、バスで通学、特に看護師さん等の医療従事者さんに同乗していただいて、そういう医療的ケアが必要な子供たちに対して、通学のときにそれをケアしていくということを、なかなかそれが進まないわけですが、実際にお母さんたちとか保護者の方がどうなっているかというと、たんの吸引が必要なお子さんを車に乗せて学校まで行くのに、15分たつたら車を止めてたんの吸引して、また15分たつたらたんの吸引をして、1時間から1時間半かけてやっと学校に行くという、切実なお声もお聞きしたところあります。

そういう看護師さんを増員することで、医療体制が特別支援学校で充実を図っていけるのだとは思いますが、まだまだそれだけでは、バス通学、保護者が付き添っているというところの解消にはなっていかないと思いますが、今後、医療的ケアが必要な児童・生徒の通学支援をどのようにしていくのか、今回の増員した看護師さんは、そういうところにも携わっていけるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

特別支援教育課長

まず、委員からお話がありました文部科学省の調査ですが、平成28年5月1日現在で医療ケア等を必要とする幼児・児童・生徒のうち、保護者の付き添いにより公立特別支援学校に通学している方は、全国では約65%、政令市を除く神奈川県の特別支援学校は60.1%という数字になっています。また、その登下校における保護者等の主な交通手段についても、そのほとんどが車を使っているという結果になっております。

今回、看護師を増員する目的ですが、特別支援学校において、教員が対応することが難しい高度な医療的ケアを必要とする児童・生徒が増えたことへの対応と、市町村を支援することです。委員から今お話がありました通学の支援について、スクールバスの考え方については、文部科学省の、医療ケアがあることによって一律にスクールバスに乗せないということがないように、個々の状況を判断しながら、スクールバスあるいは通学の支援について考えるようになると通知もあります。

そういうことを踏まえながら、県立の特別支援学校においては、スクールバスに乗車中にケアが必要になってしまうケースにおいては、今のところ乗車できない状況があります。バスの中でケアをすることが難しい環境等があります。そういう中で、看護師を乗車させてというところが、まだまだ今後検討が必要な部分かと思っております。

そこで、平成29年度から特別支援学校における医療ケア等の体制の充実に向けて、ワーキンググループを設置して、これまでの実施体制や取組の見直し、今後の医療ケア等の新事業の再構築をするために、先ほどありました通学の支援を含めた医療ケアに関する様々な課題について、検討を進めております。

佐々木(正)委員

これについては、文科省、内閣府、それから厚労省等の通知があります。だからといって、すぐに現場がそれを全てできるかというと、人材の配置、育成、研修等も必要になってくるので、すぐにできるとは思えないのですが、苦労して特別支援学校に通っていらっしゃる医療的ケアが必要な児童・生徒について、

どのように支援していくかということを、家族も含めた総合的な支援をしていかなければいけないと、私は思っています。ですから、そういう御家族、保護者の思い、その大変さというものも、そのワーキンググループの中でいろいろな具体的な事例を含めながら、どうやつたらいいのかということを是非検討していただきたいと思っている。御家族を含めた一緒に生活している方々の総合的な支援について、教育委員会として今後どのように取り組んでいくのか、高度な医療的ケアを必要とする生徒に対してどのように取り組んでいくのか、再度お聞きします。

特別支援教育課長

委員からお話をありましたように、医療的ケアについては、様々な課題が山積しているといつても過言ではありません。学校に配置する看護師だけではなくて、訪問看護ステーションの看護師や看護職員など、学校、医療、福祉の社会資源を活用するなどして、このような児童・生徒や家族を社会全体で支援していくことが必要と考えております。

そこで、先ほども御説明をさせていただきましたが、ワーキンググループなどの医療ケア等新事業に係る会議において、医療や福祉などの関係機関にも御出席いただいておりますので、そういう関係局と連携を更に進めることによりまして、医療ケアが必要な児童・生徒の支援に取り組んでまいりたいと考えます。

佐々木(正)委員

これは要望ですが、県の教育委員会として、高度化した医療ケアに対応できる、そのような体制を是非検討していただきたいと思いますし、児童・生徒が安全で安心して教育が受けられる、学校生活を送れる、そういう体制を構築していただきたいということを要望して、今日の質問は終わります。